

鳥取県における歴史公文書等の保存・活用の現状と課題

（二つの条例制定と県・市町村の連携による未来への継承）

田 中 健 一

はじめに

鳥取県立公文書館では、県の公文書と市町村・民間からの寄贈・寄託資料、刊行物等の行政資料等を保存し、その整理、修復及び利用提供を行うとともに、展示等により歴史公文書等保存活用の重要性について普及啓発を行っている。また、平成二〇年度からは新鳥取県史編さん事業を行っている。また、平成二〇年度からは新鳥取県史編さん事業を行っていた県史編さん室が加わり、古代から現代までと民俗資料を調査研究し新鳥取県史資料編やブックレットを刊行し、現在は、その成果の普及や活用を行っている。私が公文書館に赴任した時には、館の二階にある遺物実測室で土器等の実測を行ったり、詳細な測量のされていない重要な古墳の実測にも取り組んでおり、県史編さん事業のため

にここまでやっている公文書館は、全国でもあまりなかったのではないかと思う。

昨年（令和三年）で、「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」が成立してから五年となったが、昨年三月まで公文書館でこの条例の成立やその理念の実現のための事業に関わらせていただいたので、その中で感じた歴史公文書等の保存・活用の現状や課題について、ご報告したい。

一 公文書管理条例の制定

鳥取県の公文書の保存については、平成二三年に都道府県で三番目に公文書管理条例が成立（二四年四月施行）し、

知事部局だけでなく教育委員会、警察本部等全一五機関を対象に、公文書の作成・整理から保存・引継、廃棄までの統一化したルールや公文書館に引継がれた特定歴史公文書等の利用のルールを定め、適正な現用文書の管理と歴史公文書等の保存・利用を進めてきた。

公文書管理条例施行後の大きな変更点として、永年保存文書が廃止されて最長三〇年保存となり、評価選別基準を定め旧永年保存の三〇年保存の簿冊を含めて評価選別するようになったこと、廃棄予定簿冊リストの公表により県民意見の聴取を行うようになったことなどが挙げられる。公文書管理条例の概要やこの条例によって何がどのように変わったのかは当館『研究紀要』第七号、第八号で書かれているので、詳しくは触れない。他の公文書館等では、廃棄される公文書の中から重要と思われるものを収集（以前は廃棄するという情報が入れば、行ってその場で拾っていたという話もあり）して保存しているとか、永年（又は永久）保存文書が、いつまでも所管課で保存されて公文書館に引継がれない（鳥取県では、条例制定前も完結後二〇年を経過した永久保存文書は引継いでいた）等の問題があるところもあると聞いたりしたが、公文書管理条例に基づいて、一年保存以上の全ての公文書の簿冊が引継ぎの評価選別対象となり、歴史公文書等の適切な保存及び利用等により県

の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が条例で明確に定められたことは、鳥取県の公文書管理や保存活用において、非常に大きな意義があった。

二 歴史公文書等保存条例の制定

（一）公文書館の在り方検討の経緯

私が公文書館へ赴任する直前の平成二八年二月の県議会で、公文書館のあり方に関する質問があった。その質問は、「鳥取県において、文化的で知的な三種の神器と言えば、博物館、図書館、公文書館で、中でも、公文書館は、過去の歴史的事実に基づく公文書等を文化的情報資源として、また住民の共有財産として適切に保存する宝物殿で、それらを後世に引き継ぐ責任が、現世を生きる私たちに課せられた責任でもあるが、市町村における公文書の管理は、市町村ごとに定められた公文書管理規定のみで取り扱われてきたのが実態である。市町村合併から十年たち、市町村の貴重な公文書等が危機を迎えるものと思う。昭和の大会併時には、それ以前の公文書がかなり処分されたと言われているが、二度の歴史の過ちを避けなければならぬ。また、大規模災害に対する日常的な備えを改めて、県としてもその対策について取り組む必要がある。公文書等の管理

に関する条例は、内向きの条例になっており、条例の見直しを検討すべき。将来の住民に対して説明責任を果たすためには、保存期間が過ぎ、職務上要らなくなった文書だとしても、重要と思われる文書については将来利用する機会を確保するためにも適切な措置、保存をすることが望ましいが、市町村は認識がまだまだ醸成されていない。住民の権利やまちの生い立ちを後世に引き継ぐためには、やはり市町村の公文書に対する意識改革が必要で、そのためには、県の後押しが不可欠であり、県として、もつともつと市町村をリードしていただいて適切な公文書管理を進めていただくことができないか。」というものである。知事は、「公文書館というのが単なる書庫と勘違いされている向きがある。公文書館について県も条例を持っているが、今は単純な設置管理条例での体裁であり、一定のポリシーに基づいて、この文書は必要だというものを収集する権能が必要ではないか。市町村は、どういう文書を保存すべきなのかよくわからない。ポリシーは市町村独自に運用していただくべきだが、県としてもポリシーの考え方の整理や専門職員の支援をしていく必要があると考える。」と答弁した。

私はその年の四月に公文書館に着任したあと、早速に県立公文書館のあり方や市町村支援のあり方を検討することとなった。その検討を行うための組織として、学識経験者

として東洋大学法学部早川和宏教授、東京大学文書館森本祥子准教授、市町村代表、県立図書館代表の五名を委員としてお願いして、公文書館在り方検討会議を立ち上げた。余談だが、早川教授は、『研究紀要』第六号で書かれていたように、小学校の一時期を鳥取で過ごされ、森本准教授は祖母が鳥取県ご出身とお聞きし、学識経験者としてこのお二人にお世話になることとなったのには、何か特別な縁を感じた。

(二) 市町村の調査

検討に当たった基礎資料として、市町村の公文書管理がどのような状況となっているのか把握するため、四月から五月にかけて、手分けをして市町村役場を訪問して、聞き取りと書庫の調査を行った。春の連休をはさんだ限られた時間の中で検討会議の立ち上げと調査を実施する必要があり、館の職員には大変苦労をかけた。

調査した県内全一九市町村のうち、文書管理主管課である総務課が文書目録を把握しているのは一四団体で、各課に文書管理責任者を設置しているのも同じく一四団体で、保存期間満了後の文書について、総務課に引継ぎ集中管理を行っているのは約四分の一の五団体であった。

保存期間が満了した後に廃棄を行う際に、総務課が各課

へ協議した後後集中廃棄したり総務課へ協議・報告後に各課で廃棄を行っているのは、約半数の九団体であった。この九団体の内、歴史的に重要な公文書を残すために総務課が意見する機会があったのは四団体だけであった。

市町村の書庫であるが、満杯又はほぼ満杯と回答したところが、一二団体と六割以上を占め、書庫の不足は市町村共通の課題と言える。既存の書庫が満杯状況である市町村が多いことから、旧役場庁舎の議場に書架を設置して書庫に転用され保存されたり、旧保育園に文書箱に詰めて保存、旧小学校に書架を設置して保存、コンテナに入れて旧役場庁舎に保存等されている市町村もある。

また、書庫スペースを確保するため、市町村の文書管理規程に従い、永久又は永年以外の有期保存文書は、歴史的に価値があるかどうかは関係なく、役場の仕事に必要なくなれば廃棄されている可能性が高い。書庫の空調設備を設置しているのは二団体、スリッパに履き替え入室しているのは一団体と、文書の長期保存のための環境が整っている市町村は少なかった。

鳥取県の市町村合併は、明治二十一年の「市制町村制」の施行に伴い、江戸時代から引継がれた自然集落の自治体としての町村を行政上の目的である教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理を行うのに合った規模である約三百か

ら五百戸の規模とするため全国的に町村合併を行い町村数が約五分の一となった中、県内でも約千二百あった町村が、二三八の市町村に合併され、その後の昭和の大大合併で三九となり、平成の大大合併により平成一七年には一九市町村となった。合併が進められた中で、地域の歴史を記録した多くの貴重な資料が廃棄されたが、明治時代から昭和の大大合併の昭和三〇年頃までの旧町村役場資料を保存している市町村は九割近くの一七団体あり、そのうち、旧町村役場資料の目録を作成しているところが八団体あることがわかった。実際に書庫に入って見させていたかどうか、旧役場文書等歴史的価値のある文書の所在を文書管理主管課が把握していない例が見られ、書庫で「ここにありますがね。」と言って、ようやく認識されるといふこともあったが、思っていたよりは貴重な旧役場文書が書庫に残っているという印象を持った。

市町村史編さん事業等で個人等所蔵の文書を調査してその文書を保存しているところは一四団体あった。当時、三団体は編さん事業実施中で、編さん事業は終了しているが引き続き体制を残して文書を管理しているのは二団体、図書館や博物館、資料館等で保存しているところが九団体あった。ただ、ほとんどの市町村では、総務課には歴史の専門家がないので、文書管理主管課ではなく教育委員会

が主となって管理している状況であった。

文書管理状況について聞き取りをしたところ、文書管理主管課である総務課の職員は庁舎管理や選挙、情報公開など多くの業務を抱えている場合が多く、文書管理事務に充てられる時間が限られる。文書管理をきちんとやらないといけないという意識はありながらも、文書管理の専門知識を持った職員が少ない又は少ないため、文書保存や廃棄に当たっての評価選別をしたり、各課から文書管理主管課である総務課の担当職員に文書廃棄の際に意見を求められても、どのような文書が歴史的に重要で残すべきかという評価選別に係る知識が十分でないため答えられず、十分な取り組みができないという市町村が多くあった。

こういった課題を踏まえて、市町村の職員の方からは、

- ・ 現用文書管理の職員研修を実施してほしい。
- ・ 歴史公文書等選別に関する研修や実地指導を行ってほしい。

- ・ 文書管理の相談の窓口になってほしい。

- ・ 文書管理や選別の標準的なマニュアルを示してほしい。

- ・ 市町村が所蔵する歴史公文書等の複製物が県にあれば災害の際にはありがたい。

といった要望をいただいた。こういった市町村の実情も踏まえながら、公文書館の在り方検討会議で四回にわたり協

議を重ねた。

(三) 必要な機能の検討

検討に当たり、議会答弁にあったように、県立公文書館が市町村や地域の歴史的に重要な文書を一定の方針に基づいて積極的に収集する機能、権能を持つべきかどうかということが気になっていたが、検討会議では「各自自治体の歴史公文書等や地域の古文書等の原本は、県の公文書館が市町村の歴史公文書等を収集して保存するのではなく、各自自治体又は地域（民間団体・個人）で保存するのが原則。」という意見をいただき、検討の結果、報告書でもそのように盛り込まれた。

また、報告書の中では、県立公文書館が市町村との連携協力で果たす役割ということで「県内唯一の公文書館として、市町村に対する支援機能の充実化が求められていることから、センター的役割を果たしていくことが必要。」と以下の取組が示された。

- ・ 平時には、評価選別に関する支援、市町村職員研修、市町村の文書管理全般に関する助言。

- ・ 災害等特別な状況では、必要に応じ一時的な保管場所の確保その他適切な措置

また、歴史公文書等の適切な保存及び活用は、県（公文

書館)だけでなく、歴史公文書等の保存主体となる市町村や県民(民間団体・個人)の取組によって実現するものであることから、それぞれの責務を条例に明記することについても検討が望まれるとされ、歴史公文書等の保存は、県だけでなく保有主体である市町村や民間団体・個人でしか行いう責務があり、条例に明記すべきと言った意見が示された。個人の財産に対して、条例で責務を課することはできないのかという議論もあったが、理念条例であり問題ないというご意見をいただき、その内容で報告書に盛り込まれることとなった。

(四) 新条例の検討

検討会議の報告書は、早川座長から知事に提出され、報告書を踏まえて新しい条例を検討することとなった。

条例案策定に当たり、公文書館の主管課の政策法務課長とともに市町村長等を訪問し、条例案の概要の説明と意見の聞き取りを行ったところ、「反対するものではないが、責務というのは重く感じられる。」といった意見もあったが、「重要で大事な話である。我々もどのように残したら良いのか悩んでいる。」「基本的に良いことなので、よろしくお願ひする。」と積極的な意見を多くいただいた。また、条例案に対するパブリックコメントを募集したと

ころ、「この条例の制定によって公文書館の一層の充実を期待する。」という意見があった一方で「県民が保存・活用することについて義務を負わされることに反対する。」とか、逆に「努力規定ではなく「・・・なければならぬ。」とすべき。」といった意見もあった。県議会常任委員会において、条例案を説明したところ、「知る権利」をぜひ入れてほしい。」という意見もいただいた。

(五) 新条例の成立とその特色

これらの様々な意見を踏まえて作成した条例案を平成二八年一月県議会へ提出し、「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」が成立した。

この条例は、歴史資料として重要な写真や電磁的記録を含む公文書その他の文書は、現在及び将来の県民全体にとって価値の高い知的資源であり、保有主体による適切な保存と利活用することを原則として、県・市町村・県民等の相互の連携と協力により、将来の世代へ引継いで、条例の目的である「開かれた行政、学術・文化の発展」を実現しようというものである。

国の公文書法と比較すると、文書の保有主体の責務等は、法律では国と地方公共団体が保存・利用に適切な措置を講ずる責務を有するとあるが、鳥取県の条例では、県民

も歴史公文書等の保存と活用に関する役割を有することとしており、歴史的に重要な公文書等の保存及び利活用に関する県、市町村、県民等の責務・役割と相互の連携・協力を定めた全国初の条例となった。

災害時における措置については記載がないが、この条例では、県は、災害が発生したときその他歴史公文書等の滅失又は破損のおそれがあると認められるときは、保有主体その他の関係者との連携と協力により、必要に応じ、当該歴史公文書等の一時的な保管場所の確保その他の適切な措置を講ずることとしている。

(六) 県市町村歴史公文書等保存活用共同会議

新条例の趣旨に基づき、県や市町村、県民の保有する歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利活用推進について、県と市町村が共同で取り組むため、平成二九年五月に、県市町村歴史公文書等保存活用共同会議を立ち上げた。

この共同会議の事業は、適切な文書管理、歴史公文書等の保存・利活用の推進に関する県・市町村共同での取組、県民への普及啓発と災害時の連携・協力に係る検討などである。会員は、県と市町村以外に、東部・西部広域行政管理組合と鳥取中部ふるさと広域連合にもオブザーバーとし

て入っていただいている。共同会議の下には、評価選別部会と現用文書部会を設けて、担当者による個別課題の検討や研修等を行った。

共同会議設立時には、歴史公文書等の選別・保存の手順が定まっている市町村は二市二町しかなかったため、市町村用の歴史公文書等評価選別基準の標準例が必要ではないかということとなり、平成二九年度の部会とワーキンググループで検討し、平成三〇年五月の共同会議で市町村用の評価選別基準標準例を決定した。その後、その評価選別基準標準例と実際の市町村所蔵公文書の目録や簿冊を用いた市町村職員の評価選別ワークショップを行ったところ、熱心に参加していただいた。さらに公文書館職員の個別市町村訪問による助言や意見交換会も実施し、平成三〇年度に一町、令和元年度に一町が町としての評価選別基準を新たに制定することとなり、他の市町村でも、簿冊廃棄手続きの過程で市町村用の評価選別基準標準例を活用することを検討されるところが出てきた。

(七) 災害時の対応

災害時の市町村との連携協力については、平成二八年一〇月二一日に鳥取県中部地震が発生した際に、県関係機関や鳥取地域史研究会が、地震により被害を受けた市町村

や個人所有の歴史資料等の被災状態の確認及び救出を行ったが、被災歴史資料等のレスキュー対策が具体的に定められておらず対応は試行錯誤であった。そのため、災害時の具体的な対策が定められている都道府県がないか調査を行ったがなかなか参考になるものがなく、県関係機関が連携しながら、改めて震災等発生時の歴史資料や文書等の保全・レスキュー対策についての検討を進め、平成二九年に公文書館、図書館、博物館等の市町村との連携・協力実施計画を定め、県議会常任委員会へ報告した。

この計画は、災害時等に、県又は市町村・個人等が所蔵する文書等歴史的に重要な資料の滅失・破損のおそれがあるときは、公文書館、文化財課、図書館、博物館及び埋蔵文化財センターと市町村等が連携・協力して適切な措置を講じ、市町村等の資料の救出、整理・保存等を行うというものである。

市町村や県民等が所蔵する歴史的に重要な資料に滅失・破損のおそれがあり所蔵者等から要請があったときは、県関係機関が連携・協力して資料救出・整理・保存等の支援を行い、県関係機関が所蔵する資料の滅失・破損が懸念され県から市町村に要請したときは市町村が支援するという基本ルールを定めている。

災害時には、まず最初に情報収集・滅失破損防止の周知

を図り、その後状況を調査して方針を決定し、安全が確保されてから現地へ行くこととなる。そして、助言や支援を行い、資料の整理・保存に協力して、保存場所がない場合は、資料保管場所を確保して救出し、保管し、災害が落ち着いた後に、返却することとなる。

災害時の県と市町村との連携に関連し、知事が平成二九年の定例記者会見で「公文書館がセンター機能を果たそうということ、市町村とのネットワークが作られた。市町村の公文書で歴史的なもの、貴重なものが失われてしまいかねないという時に、県の公文書館が出かけて行って、それを救出する対策として特殊な公文書用のケースなどを備蓄しておくことなどを六月県議会の方に諮らせていただきたい。」と発表したことを受け、急遽、災害時の文書の救援活動に必要な中性紙保存箱、真空圧縮袋、エタノール等の資器材の備蓄と救援対象となる文書の所在情報調査を行うための補正予算を要求し、二八〇万円余りが計上され、公文書館で資器材の備蓄を行った。この資器材は、市町村や鳥取県の被災資料救出を目的として備蓄しているが、平成三〇年の西日本豪雨の際には、広島県立文書館から、被災資料を救出するのに段ボール箱では水を吸って使い物にならないのでプラスチックコンテナが必要だが手に入らないということで提供の依頼があり、折りたたみコンテ

ナ一〇〇箱を貸し出した。また、新型コロナウイルス感染防止対策で消毒用エタノールが品不足となり手に入らなくなった時には、県の他機関へ消毒用エタノールを貸し出した。資器材が急遽必要となる非常時には、すぐには入手が困難となる場合があり、平時からの備蓄は大切ということをあらためて認識した。

三 公文書管理のさらなる適正化

二つの条例により、歴史公文書等の保存活用を進めている鳥取県であるが、国における財務省の決裁文書の改ざんや廃棄問題、旧優生保護法に基づく手術記録の廃棄問題（鳥取県では、公文書館に一九名分の優生保護審査会の記録に基づく個人の情報が残っているのを確認でき、福祉保健部の現用文書にも一名の記録が残っており、被害者の方の調査、相談に利用されたが、廃棄された記録もある）などを踏まえ、鳥取県における公文書のより適正な管理を図ることとして、業務改善や働き方改革、職員の安全衛生等を所管する職員支援課が事務局となり、政策法務課や公文書館等がメンバーとなって、平成三〇年四月に副知事をチーム長とする公文書適正管理推進チームを立ち上げた。

鳥取県の公文書管理は、電子決裁を平成一六年度に導入

して決裁後は編集できないことから改ざんを防止できると共に、公文書管理条例により公文書館への引継・廃棄の統一的なルールを定めて適切な管理・保存に努めていたが、推進チームでは、業務の効率化・省力化や働き方改革の視点も含めて抜本的に見直しを行い、公文書の管理及び文書事務に関するガイドラインを策定した。

ガイドラインでは、文書の保存期間の区分をわかりやすくするため、一年を超える文書で長期保存するものは三〇年、そうでないものは五年を原則とした。

個人の生命・財産などに係る権利義務に関する文書は三〇年保存として、三〇年経過後に関係者が存命中など保存期間の延長が必要と判断したものはさらに一〇年保存し、以後一〇年ごとに保存の必要性を判断することとなった。

また、歴史公文書等の選別の具体例を増やし、保存期間の区分とそれが歴史公文書等に当たるのかどうかの対比表を作成し、電子決裁の起案時に保存期間の区分を選ぶと公文書館に引継ぐ歴史公文書等かどうか自動的に入力されるようにした。

そして、文書の書式等にこだわらず、公印省略を基本とし、これまで扱いがあいまいだった庁内LANのデータベースの公文書としての保存もルール化し、組織共用する

メモは公文書であると明記した。

さらに、職員による不正を防ぐために、職員の処分の中
に、公文書の偽造等を行った職員の懲戒処分を追加した。

四 地域資料の保存・利用

歴史公文書等保存条例では、先ほども述べたように、歴史公文書等は、保有主体が適切に保存し利用に供することを原則とし、県、市町村及び県民等の相互の連携と協力により、将来の世代に引継がれなければならないとしており、公文書館は、県、市町村及び県民等が相互に連携し、協力して行う歴史公文書等の保存及び利用に関する取組において中心的役割を果たすと定めている。

条例では、県民等も含め保有主体が適切に保存すると定めたものの、県内の高齢化の状況は、昭和二五年の六五才以上の人口の割合は六・三%だったのが、平成二年には一六・二%、令和二年には三二・五%となり、これからの人口減少社会の中でも高齢者人口は上昇を続けていく見込みであり、県内各地の旧家に保管されている古文書が、所蔵者の世代交代や核家族化の進展、転居・改築等で近年急速に失われている。公文書館で行っていた県史編さん委員会でも、漁村で江戸時代の資料三〇〇点があったので大切に

するように言っていたが、若い人が焼いてしまっていたとか、県内では特に数が少なく貴重な中世資料が、一〇年前に県史編さんの調査で把握していたうちの二割の行方がわからなくなったなどの意見が出された。公文書館では、こういった状況を踏まえて、平成二九年から、市町村や歴史の専門家の方と協力し、地域の歴史資料の調査を行い、所在状況や保管状況の確認を行っている。

新型コロナウイルスの感染が広がる中、大正時代に世界的に流行したスペイン風邪に対する関心が高まって話題にもなった。公文書館所蔵資料の中にもスペイン風邪関係の公文書はいくつかあり、大正九年一月二二日に出された予防策に関する鳥取県訓令第六号の内容を見ると、「マスクの使用やうがいの奨励、多衆集合の場所に立ち入らない、患者との接触を避けること」などが記載されており、新型コロナウイルス感染防止対策を行っている今も一〇〇年前も対策の基本は変わっていないことがこの資料からもわかる。

ただ、所蔵公文書だけでは、当時の詳しい様子を窺い知ることは難しく、公文書館の県史活用事業の災害アーカイブズ事業のひとつの取組として、当時の鳥取県内の流行性感冒（スペイン風邪）関連の新聞記事（県立図書館所蔵）を抽出したデータベースを作成した。スペイン風邪は、三

年間に三回にわたって流行があり、内務省の資料では、鳥取県の四七万人の人口のうち二二万人が感染し四千百人が死亡した。データベースの当時の新聞記事を見てみると、当然現代とは社会のあり方や医療水準も大きく異なるものの、本格流行に先立ち集団生活をしていた鳥取連隊で発症したことで、マスクの着用促進・警察での販売が行われたこと、医療従事者の感染による医療体制の崩壊が生じたこと、水災後階下に居住することができず室が足りない為やむを得ず二階などに一緒にいるとすぐに感染してしまうことなど、現代と共通の課題や対策等があったこともわかり、非常に興味深く、地域資料の重要性をあらためて感じる。

公文書館で所蔵している寄贈・寄託資料の整理・公開は、限られた専門職員で徐々に進めている。ただ、県の歴史を明らかにするための貴重な資料が多くあるものの未整理で利用できない資料もあるため、その調査研究や整理、公開の推進も重要な課題である。

五 デジタル化への対応

組織の記録を保存する施設は、古代以来存在し、紀元前三千年にはメソポタミアのウルクで楔形文字で記録した粘土板を保存しており、古代ローマでも公的記録を保存する

タブラリウムがあった。古代ローマのタブラリウムは、青銅板に法律や公的記録を刻んだ記録を、国家、支配者のために保存した施設であった。ヨーロッパの中世近世においても、国家の文書館は存在していたが、王権を支える支配の道具としての記録を保存する施設であり、近代的文書館は、フランス革命後のフランス国立公文書館において記録を国民共有の財産として国民に公開する施設として初めて実現された。

日本の文書管理は、律令国家の全国統治と同時に始まり、令における編目の一つである公式令では、公文書の種類、名称、様式、保存期間などを規定し、倉庫令では、穀物や文書などを収める倉について「凡倉皆於高燥処置之側開池渠」（倉はみな高く乾燥した処に置くこと、周囲に池や溝を開くこと）とあり、湿度管理や火災を避ける配慮がされていたようである。平安時代には、文殿が設けられ、役所の文書を保存されており、貴族の日記や荘園の権利・義務に関わる記録等も現在まで残っている。その後も各時代の支配者にとって記録文書は統治のために重要で、しっかり管理されていた。

公文書管理法では、公文書等を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るもの」としており、鳥取県の公文書管

理条例でも、「県政に対する県民の知る権利に不可欠な県民共有の知的資源であり、現用公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図る」とされ、公文書は役所のためだけのものではなく、国民、県民の共有の財産と明確に定めている。インターネットが普及するまでは、歴史公文書等を利用するためには、公文書館まで行って目録から探すかレファレンスを依頼して、必要とする公文書を利用請求する必要があった。

現在では、インターネットにより、いつでもどこでも誰でも様々な情報にアクセスできるようになっており、公的機関の記録のウェブでの公開が徐々に進んできており、鳥取県立公文書館でも、公文書検索や行政刊行物・統計刊行物検索のシステムや寄贈・寄託資料等の目録を館のウェブ上で公開して、利便性の向上を図っていた。さらに、国立公文書館をはじめ、所蔵資料のデジタル画像をデジタルアーカイブで公開している公文書館も徐々に出てきた。公文書館の在り方検討会議報告書の中でも、デジタルアーカイブを今後の課題として検討し、今後システムを構築する際には、公文書館、図書館、博物館の三館連携のデジタルアーカイブシステムを視野に、十分に検討するよう報告されていた。ただ、大変重要なことではあるものの、予算が厳しい中では、当面本格的なシステム構築は難しいと思っ

ていた中、図書館が三館連携（途中から埋蔵文化財センターを加え四館連携）のデジタルアーカイブシステム「とっとりデジタルコレクション」を予算化して計上され、一気にシステム構築が進むこととなった。財政状況の厳しい中、知の拠点を担うため、システムを予算化された図書館職員 の努力には、心より敬意を表したい。

公文書館の所蔵資料の大部分については、デジタル化しメタデータを付与して公開するのはまだこれからとなるが、ウェブで公開するための入れ物ができたことは大変大きな意味がある。所蔵資料のデジタル化が進み、目録だけでなくデジタル画像がウェブ公開されれば、歴史公文書等をいつでもどこでも誰もが県民共有の知的財産として利用できる環境が整うこととなり、真の意味で知る権利が保障されたと言えよう。

公文書館の前に勤務していた情報政策課では、オープンデータの推進に取り組んでいたが、データをオープンにして自由に利用できるようにすることで、地域の課題解決や新しいビジネスチャンスにつながるという考えで取り組んでいた。オープンデータの活用事例として、倒産の危機に質していたゴールドコープ社という鉱山会社が、極秘とされていた地質データを電子化して世界に公開して金鉱脈の可能性の分析を公募したところ、地質学者だけでなく数学者、

人工知能の専門家等幅広い人から百十箇所の鉅脈の位置についての応募があり、半数はゴールドコープ社が気づいておらずその八割が有望な金脈であったという事例があげられていた。

とっとりデジタルコレクションをウェブで公開した際には、早速米子市文化振興課から、これまで市が把握していなかった米子城二ノ丸の写真が公開されているので、収集したいという連絡をいただいた。元の写真は「城山」と記載されているだけであり、公開に当たって「米子城カ」と表記するに留めていた事例であった。所蔵資料をウェブ公開することで、資料の価値や精度が上がり、より利活用を生かすことができるという好循環が生まれる可能性を感じた。

とっとりデジタルコレクションでは、これまでそれぞれの館で探す必要があった四館の所蔵資料を、おすすすめ、フリーワード、分野別といった切り口で一括して探すことができ、ジャパンサーチとも連携するとともに、国立公文書館デジタルアーカイブの横断検索の対象にもなっており、全国の様々な分野の館と一緒に所蔵資料を検索、利用できるようになった。

今後のデジタル化の課題としては、ノーツによる電子決裁で作成され公文書館に引き継がれた膨大な電子文書をど

のようにして世界標準であるPDF/A等の形式にしてデジタルアーカイブで公開できるようにするかということや、個人情報などを含む電子公文書の利用請求があった場合、電子的に被覆して利用提供できるようにすることなどがある。

また、和紙に墨で書いた文書は千年以上たってもしっかりと残っており、洋紙に万年筆やボールペンで書かれた文書も劣化はしてもいきなり消えることはないが、電子ファイルについてはハードディスクで数年、CD、DVD、ブルーレイディスク等の光ディスクは一〇年、長期保存規格のものでも三〇年くらいたつと消える恐れがある。石に文字を刻むようにレーザーで物理的な凹凸を生成して記録し数百年以上保存が可能とされるMIDISCもあるが、デジタルデータを長期に残していくためには、定期的にデジタルデータの内容をコピーし、ソフトウェアやデータ形式が変われば、新しいソフトウェア、システム、データ形式に対応した形式でデータを移行するいわゆるデータマイグレーションが必要となるので、電子決裁文書やデジタルカメラの写真等作成当初からデジタル形式で記録されたポーンデジタル資料を未来へしっかりと保存・利用していく方法について、よく検討していく必要がある。

おわりに

公文書管理が重要で歴史公文書等を残していくことが大切であることは、国でも都道府県でも市町村でも、誰にとっても異存のないことだと思う。しかしながら、職員の仕事が多忙なため、目の前の仕事に追われて、公文書の管理や保存に対する優先順位が低くなってしまいがちなのが、大きな問題である。県や市町村では、文書管理業務全般を支援するレコードマネージャーを配置して、公文書の適切な作成、整理、保存、引継ぎ・廃棄を行い、住民への説明責任を果たしてほしいと考える。

市町村の担当職員から公文書管理の現状について話を聞いた。歴史公文書等評価選別のワークシヨップをしてみると、個々の担当職員の歴史公文書保存の重要性についての意識はかなり高いと感じるが、組織として歴史公文書を保存・活用する仕組みがなく、重要なことはわかるものの今の仕組みを変えるのは難しく、どうしたら良いかわからないという気持ちを持たれているように感じる。市町村における歴史公文書等の保存を進めるための最初の一步を踏み出すために、県市町村歴史公文書保存活用共同会議で市町村共通の評価選別基準標準例を作成したのだが、それを市町村の評価選別として取り入れてくれる市町村の数が

大きく増えないのは、非常に残念である。ぜひとも、全ての市町村で評価選別基準を定めてほしいと思う。市町村では、公文書管理の専門性のある職員は限られているため、引き続き、県と市町村が連携して歴史公文書の保存活用を進めていくことが必要であろう。

また、県内市町村では、公文書館を設置しているところがひとつもなく、ぜひとも新設か遊休施設を活用する等して公文書館を設置してほしいが、それが難しければ、図書館の一部を利用して、歴史公文書等を保存、利用提供するのも一つの方法ではないかと考える。図書館は、郷土資料、地方行政資料の収集にも留意するよう図書館法で定められており、ほとんどの図書館で郷土資料を扱っている。歴史公文書等保存の親和性は高いのではないかと思うが、それなら図書館に歴史公文書等を保存すれば公文書館はいらないのではないかと言えば、決してそうではない。全史料協が提唱されている公文書館機能を参考に、アーキビストを配置して、適切に歴史公文書等を引継ぎ、レファレンスや研究に対応し、住民の方に利用提供する機能が必要である。

歴史公文書等を保存するだけでなく、住民等に気軽に利用してもらうためには、情報公開条例に基づき開示請求をしないと利用できない現用公文書の制度とは別に、利用制

限は原則として作成・取得から三〇年を超えないという国
際的慣行を踏まえた利用提供の規定を作成することが必要
である。個人情報等を含む文書についても現用公文書とは
異なり、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情
報がある時に、内容に応じ必要最小限の制限を行って利用
できるようにする必要がある。将来的には、公文書管理条
例を定め、公文書館法に基づく公文書館設置を旨指してほ
しいの言うまでもないが、まずは、できるところから一
歩を踏み出してほしい。

そして、県、市町村、地域の歴史公文書等をしつかりと
後世へ残していくことにより、民主主義の根幹である住民
の知る権利を保障するとともに行政の説明責任を果たし、
過去の出来事を検証したり参考にし、地域の活性化や地域
づくりにつながったり、郷土への誇りや愛着を深めること
につながることを願うものである。